ご　案　内

■ 入院基本料に関する事項
地方厚生局長へ「一般病棟入院基本料・急性期一般入院料１」の届出を行っております。
看護職員配置の詳細は、病棟ごとの掲示をご覧ください。

■ 診療報酬の算定方法
厚生労働省からDPC対象病院のDPC標準病院群として指定されているため、入院の費用は診断群分類点数表に基づいて計算されます。

係数合計　1.431

(	基礎係数	1.0451	機能評価係数Ⅰ	0.3244)
	機能評価係数Ⅱ	0.0451	救急補正係数	0.0164

■ 地方厚生局長への届出事項に関する事項
①基本診療料及び特掲診療料の届出事項は、届出施設基準の一覧をご覧ください。

②入院時食事療養に関する事項
入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

③保険外併用療養費（選定療養）
① 特別な療養環境の提供（有料室）の１日の料金

特別室	3床	（ 5階南　1床　6階南　1床　7階南　1床 ）	60,500円
個室（A）	22床	（ 4階南　7床　5階南　2床　5階北　3床	36,850円

6階南　2床　6階北　3床　7階南　2床　7階北　3床 ）
個室（B）　　2床　（ 5階南　1床　6階南　1床 ）　　29,700円
２床室　　72床　（ 4階南　10床　5階南　8床　5階北　14床　　8,800円
6階南　8床　6階北　14床　7階南　4床　7階北　14床 ）

＊　全国土木建築国民健康保険組合に加入の患者様は半額の料金となります。

② 初診料に加算する料金　　3,300円

紹介状がないまま直接来院された患者様からは上記料金を申し受けます。
ただし、緊急その他止むを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

＊　全国土木建築国民健康保険組合に加入の患者様は無料となります。

■ 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

■ 保険外負担に関する事項

保険診療と重複しないサービスや物を希望される場合は、保険外負担として別記の料金をご負担いただきます。

令和　7年　11月　病院長

令和７年４月１日から
入院時の食事にかかる
患者負担額が変わります

近年の食材費及び光熱水費等の高騰を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下のとおりに変更となります。

【入院時１食あたりの負担額】

区分		令和７年 ３月３１日まで		令和７年 ４月１日から
①	一般の方	４９０円/食	➡	５１０円/食
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	２３０円/食	➡	２４０円/食
③	②のうち、所得が一定基準に満たない方など	１１０円/食	➡	１１０円/食 ※変更なし

※　オンライン資格確認で減額認定区分が確認できない場合、保険者が発行する「限度額適用・標準負担額減額認定証」等の提示が必要となります。

総合病院　厚生中央病院　院長

初診に関する
保険外併用療養費の負担について

当院では、他の病院又は診療所から紹介状なしに来院された患者さんについて、初診時に通常の医療費（健康保険分）の他に保険外併用療養費をご負担いただいております。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

金　額　３，３００円（税込）

※全国土木建築国民健康保険組合の被保険者の方は不要です。

○初診に関する保険外併用療養費とは

国が進めている病院と診療所の機能分担の推進を図るための制度で、他の保険医療機関からの紹介なしに２００床（当院は、３２０床の病院です）以上の病院において初診で受診した場合、初診料のほかに各病院が定めた金額を支払っていただくというものです。もちろん初診時に『紹介状』があれば保険外併用療養費は必要ありません。

また、救急車などでの緊急の受診や、国の公費負担医療制度等の対象者については、『紹介状』がなくても保険外併用療養費は必要ありません。

○初診とは…（健康保険法により定義されています）

1　厚生中央病院を初めて受診する場合

2　以前に厚生中央病院に受診したことがあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に受診した場合

※　前回の症状がいったん治まった、もしくは治療を継続していない場合は、治癒とみなされます。

※　どの程度間隔があくと治癒とみなされるかは疾患によって異なります。
疾患によっては、前回来院日より１か月以上間隔があくと治癒と判断される場合もあります。
初診、再診の判断については、医師にお尋ねください。

総合病院　厚生中央病院

「個別の診療報酬項目の分かる明細書」の発行について

当院では、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方へ発行することとなります。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。その点、御理解いただき、患者様の代理の方への発行も含めて、

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、平成30年4月1日から、明細書の無料発行が義務付けられました。

明細書の発行までには、自己負担のある患者様と同様に、医療費の計算をする必要がございますので、お時間をいただくこととなります。何卒ご了承願います。

総合病院　厚生中央病院